新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公民館指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市潟東ゆう学館の管理運営を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者(以下「候補者」という。)を選定するにあたり、関連する分野の専門家等外部の有識者から意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市潟東ゆう学館指定管理者申請者評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

- 第2条 評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。
- (1) 候補者の募集のための業務仕様書、公の施設の目標、評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項

(委員構成)

- 第3条 評価会議は、委員4名以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
- (1) 公認会計士、税理士等財務経理の専門家
- (2) 社会保険労務士等人事労務管理の専門家
- (3) 当該施設の運営に関する専門家、関連分野の有識者
- (4) 施設利用団体及び地域住民の代表

(第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議においては、申請者に対し事業計画等に関する説明を求めるものとする。

(第2条第2号の評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対して 採点を行うものとする。

(会議の公開)

- 第6条 評価会議は公開とする。
- 2 申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。 (守秘義務)
- 第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。 (庶務)
- 第8条 評価会議の庶務は、西蒲区役所地域総務課において処理する。 (雑則)
- 第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。